

2020年4月1日から

# 受動喫煙防止に関する法律が完全施行されました！



そのため、事業所、飲食店等多くの施設において

## 屋内は原則禁煙となりました。

(病院、学校、行政機関等の施設は原則敷地内禁煙となります)

しかし、施設における事業の内容や経営規模への配慮から、喫煙のための各種喫煙室の設置が認められています。

### ◆喫煙が可能となる4タイプの喫煙室について

各種喫煙室の種別	<b>喫煙専用室</b> ○たばこの喫煙が可能 ×飲食等の提供不可	<b>加熱式たばこ専用喫煙室</b> △加熱式たばこに限定 ○飲食等の提供可能	<b>喫煙目的室</b> ○たばこの喫煙が可能 ○飲食等の提供可能	<b>喫煙可能室</b> ○たばこの喫煙が可能 ○飲食等の提供可能
設置可能な事業者	一般的な事業者が適合	<b>経過措置</b> 一般的な事業者が適合	特定事業目的施設に限定	<b>経過措置</b> 既存特定飲食提供施設*に限定
各標識	 喫煙専用室あり Designated smoking room available	 加熱式たばこ専用喫煙室あり Designated heated tobacco smoking room available	 喫煙目的室あり Smoking room available	 喫煙可能室あり Smoking room available

### ※喫煙可能室を作ることができる既存特定飲食提供施設とは

3つの条件を満たす施設

1. 2020年4月1日時点で営業している飲食店であること
2. 資本金5,000万円以下であること
3. 客席面積100㎡以下であること



**POINT 1** 20歳未満の方は喫煙エリアへの立ち入りが禁止に

**POINT 2** 屋内での喫煙には喫煙室の設置が必要に

**POINT 3** 喫煙室には標識掲示が義務付けに



※標識は厚生労働省のHPからダウンロードできます

### ✿たばこに関するお問い合わせは

京都府山城北保健所 保健課 健康・母子保健支援係まで

TEL : 0774-21-2192